

農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出整備事業） 【定住促進・交流対策型】

市町村等が作成する農山漁村活性化計画に基づき、農山漁村への定住や都市と農山漁村との交流促進による地域活性化のために必要な事業（ハード整備）に対して支援。



交付条件

- 実施主体：市町村、都道府県、農林漁協、計画主体が指定した者（民間企業等）※1
- 計画主体：市町村、都道府県
- 補助率等：1／2等、上限国費4億円（下限なし）
- 対象地域：5法指定地域※2
（公共団体が実施主体となる場合は5法指定地域外でも可）

※1：民間企業等、農林漁業者等が組織する団体等 ※2：過疎、振興山村、離島・半島法、特定農山村

事業実施までの流れ

計画主体による
活性化計画の作成

交付
決定

実施主体による
施設建築

施設
完成

製造・販売等
開始

完成した施設は実施主体の財産となります。

活用のポイント

- ◆地方自治体はもちろん、民間企業による事業実施も可能
- ◆民間企業が事業を実施する場合、地方自治体の事業費負担は任意（負担なしも可）
- ◆民間企業が所有する施設を整備対象とすることも可能
- ◆使用しなくなった学校や幼稚園などの既存施設を活用した事業も可能

自治体

- ・民間企業と協力して、地域を活性化させたい
- ・財源不足のため、民間企業への金銭的支援が難しい
- ・使わなくなった施設を有効活用したい



民間企業

- ・農林水産物の加工販売によって収益を上げたい
- ・できるだけコストを抑えて新事業を立ち上げたい
- ・交付金による支援後も自社財産として管理したい